慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	日本の法人税負担の評価（一）
Sub Title	An evaluation of Japanese corporation income tax (I)
Author	古田, 精司
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1964
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.57, No.2 (1964. 2) ,p.116(14)- 136(34)
JaLC DOI	10.14991/001.19640201-0014
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19640201-0014

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本の法人税負担の評価（一）

古田精司

一　法人税負担とその問題点

表題のごときテーマで、現段階におけるわが国の法人税負担がもたらすべき経済的効果をたずねることにしたい。問題の性質上、ここでは法人税が所得分配にもたらす効果をまず中心とし、次に産業別にみた法人税の効果のこれまで無視されていた側面に触れることに限定することにする。産業別・企業規模別にみた法人税の経済的効果については続稿に委ねることにしよう。(1)

(1)　企業の法人税負担の増大

はじめに、戦後から現在にいたる日本経済の著しい発展とともに、企業の法人税負担がたえず増加傾向を示してきた、という点にまず注目してみる。全産業について、法人企業の利益処分と法人税との関連をみると、第一図に示されるような推移がみられる。

法人税収と法人税の最高表面税率との推移をみると、ほぼ三つの期間について、両者の変動の間にどちらかといえば逆相

第一図　法人税最高表面税率と実効税率の推移および法人税，配当金，社内留保の推移

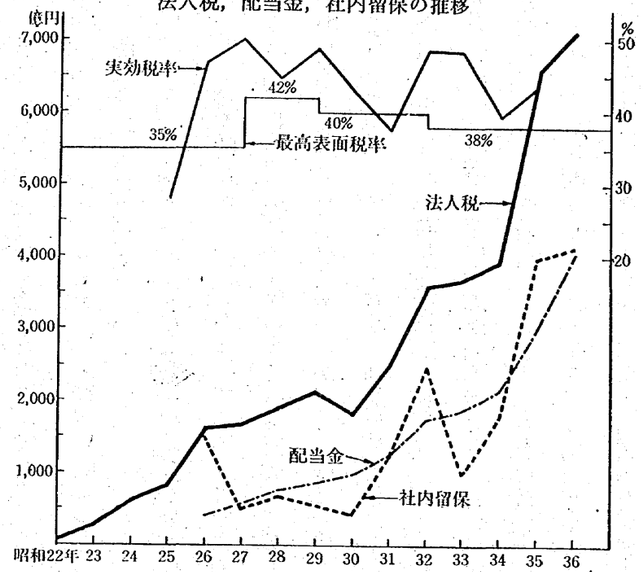

資料　大蔵省：法人企業統計年報，昭和36年。
税制調査会：当面の税制改正に関する答申，昭和35年12月。
大蔵省：財政金融統計月報，第110号。

関のあったことが覗われる。昭和二六年にいたるまでは、最高表面税率は三五パーセントにとどめられていたが、法人税収は着実にその伸びを重ねてきている。昭和二七年から二九年までは、朝鮮動乱の影響のもとに、同税率は一躍して四二パーセントに引き上げられたが、法人税収は税率七パーセントの引き上げにみあうような増大をみせず、税収増加の伸びは、昭和二二年以降のトレンドに沿って不変の傾向を示している。さらに、昭和三〇年から三二年にいたるまでは、税率は四二パーセントから四〇パーセント、三三年からは三八パーセントとあいついで引き下げられたにもかかわらず、法人税収は急激に増加し、その増加のトレンドは二九年以前よりも著しかったことが明らかである。

これだけの観察からしても、巨視的にみれば、法人税収は税率の増加関数とは必ずしもいえないことがわかる。「ガリバー旅行記」の著者スウィフトの言葉を敷衍していえば、「税率の引き下げは、それに倍する以上の税収増加をもたらす」ことになる。これは、わが国の法人税収の所得弾力性が、長期的にかなり高度に維持されていることの証左ととってもよいであろう。けれども、同時に留意すべき点は、法人税の実効税率（純利益にたいする納税引き当て金）の変動について、直線のあてはめをしてみると、長期的には企業の法人税負担が増加傾向にあることである。このような税負担率の推移によって、産業

別にみた法人企業の活動型になんらかの歪みがもたらされ、またこの歪みが拡大される方向に向っているのではないか、という疑問が生れてくる。そればかりでなく、同一産業部門内部においても、税負担の部分的緩和を図る「租税特別措置法」により、大法人と中小法人との税負担関係に生じた歪みも、拡大されているのではないか、という疑問も生れる。要するに、資源の最適配分という基準に照らしてみて、法人税は、企業の経済活動の効率に、果して望ましい効果をもたらしたのかどうか、という疑問である。法人課税が、企業の望ましい活動型を乱すことを、最少限に抑えるべきであるとすれば、この種の疑問にわれわれは答える用意をすべきであろう。法人税負担についての第一の問題点はこれであるが、これは次稿での主題となる。

(2) 法人税負担と所得分配

同じく、第一図について、法人企業の利益金処分の推移をみると、まず目だつことは、配当金がきわめて安定した増加率をもって、趨勢的に上昇していることである。これに対し、社内留保のトレンドは、配当金とほぼ同一方向に増加傾向にあるものの、一貫して増加する配当金とは対照的に、著しく不安定な変動を示している。企業の利益処分において、社外分配には配当金のほかに役員賞与があるが、これはとるにたりない割合であるから、当面は考慮のそとにおいてよいであろう。

周知のように、会社決算における利益処分方策にあたっては、法人税を所与とすれば、まず配当率が与えられ、ついで社内留保率が与えられて利益額が算定される。いわゆる企業の「配当率安定化政策」によって配当率はもっぱら同一産業同一規模のいわゆる競争企業の予想配当率により、たがいに他を牽制しあいながら決定される。(2) 第一図にみられるような、配当金のたえまない安定成長は、このような企業の政策の反映と考えてよいだろう。そのかぎりでは、この政策――その是非はともあれ――が今後ともとられるならば、本来変動の著しいはずの配当金も、その安定性を確保することであろう。

だとすれば、配当金の安定性は、個人所得の分配構造にも、なんらかの安定化要因として作用しているはずである。また配当金に課せられた法人税が、個人所得階層別に、どのように配分されてきたか、またいかなる所得再分配効果をもったか、という問題を検討するさいにも、みやすい指標を与えてくれるはずである。総じていえば、個人所得の分配構造は、配当金を連結項として、法人税負担の影響をうけるが、その関係は高度に安定しているという印象をうける。

配当所得をめぐる「二重課税」問題の意味を、わが国について明らかにしようとすれば、個人所得と法人所得との関係を、統一的に理解できるような観察データを今後とも積み重ねていかねばならない。その上にたって、はじめて所得税と法人税との統一的理解も可能となるであろう。ここでは、個人所得分配構造に法人税負担がどのような影響をもたらすか、という観点を、第二の問題点としてとりあげることにする。ただし時系列についての考察はこの小論の主題ではない。

（1） 本稿は、前稿「法人税の性格」（税制調査会基礎問題小委員会専門委員報告書、昭和三八年九月二一日）において、紙数の制約のため、いくつか論及しえなかった観点を補うためのものである。前稿ならびに本稿をまとめるにあたって、大蔵省主税局の方々から資料の蒐集について、数多の御援助を戴いた。記して深く感謝する次第である。

（2） 三菱経済研究所「企業の成長と収益性」昭和三六年、参照。

二　個人所得階層別にみた法人税負担の配分

(1) 「法人実在説」と「法人擬制説」

全租税体系のなかでの法人税は、あたかも「動物園のなかでの巨象」と同じである。巨象が動物園のなかで観衆の人気を最もあつめ、種々の芸当で観衆を驚かすように、法人税も最も巨大な収入をあげ、しかもその不可思議な性格のため、租税研究者を驚かせ困惑させている。いってみれば、法人税の存在理由が不明確でありながら、廃止の気運がどこの国にも生れていないのは、巨象が動物園のスターであるがためと丁度同じように、法人税が全租税体系にとってすでに不可欠の存在だからであろう。「法人税の性格」がきわめて曖昧なことは、すでに周知の事実である。しかしここでは、「群盲象を撫でる」

の譬えどおりに、私も法人税という巨象を撫でなければならない。

法人税の性格をどのように規定するか、というとき、法人税と所得税の「二重課税」をどのように扱うべきか、という問題にまずぶつかる。これは各国税制においても、最も差異を生じ、議論の統一に欠けている問題である。わが国の現行税制では、法人税を個人所得の前取りとみて、法人の所得に対し法人税と所得税との二重課税を行うべきでないという立場にたって、個人のうけとる配当に対し所得税を課するばあいは、その配当の一定割合を税額から控除（税額控除）することによって、その調整を図ることとしている。

けれども、わが国においても、この調整方法について従来から多くの議論があった。大別すれば、一方の極に「法人実在説」があり、他方の極に「法人擬制説」がある。「法人実在説」は、現実に法人の果す機能に着目して、法人に独自の担税力を認め、それゆえ配当所得の二重課税について調整の必要を認めず、現行の配当控除制度も必要でないとする。これに対し、「法人擬制説」は、法人は株主の集合体にほかならず、法人税は個人所得の前取りであるから、法人の所得に対し、法人税・所得税の二重課税は一切行なうべきでないとする。さらにこの二つの説の中間にくるべきものとして、「現実的調整策」と「企業規模別課税策」とかりに呼ぶべきような二つの説も加えねばならない。「現実的調整策」は、現実の利害の調整を考えると、実在説・擬制説のいずれかに徹底することは適当でないから、二重課税の一部を調整することにより、現実的な解決を図るべきであるとする。また「企業規模別課税策」は、ひとくちに法人といっても、所有と経営の分離が明確な大法人と、個人経営的色彩の強い中小法人とでは同一に論ずることはできないから、前者については実在説的にとらえ、後者については擬制説的にとらえて、法人の区分によって異なった課税の仕方をすべきであるとする。追加されたこれら二つの説は、現実には無視することはできない。なぜならば、税制調査会が行なったアンケート調査によると、二重課税調整の問題については、「現実的調整策」を認める人は最も多く、全体の三四パーセントを占めた。次は、「企業規模別調整策」が二六パーセントを占め、「実在説」は二三パーセントを、「擬制説」は一四パーセントをそれぞれ占めているからである。(1)

そこで、問題は、なぜ配当所得の二重課税、ひいては法人税の性格について、このような意見の拡散がみられるのか、ということである。

この問題の検討に当って、「現実的調整策」をはじめに除いておこう。いうところの「現実的解決を図る」ことの意味内容が不明瞭だからである。また「企業規模別課税策」も、擬制説と実在説についての妥協案とみなして、検討の対象からはずしておこう。残されたものは、擬制説と実在説である。

第一に考えられる点は、所得税は累進税率が適用され、法人税は（二段階）比例税率が適用されることである。かりに、二つの税に対し比例税率が適用されるならば、二つの説の両立への道は容易に開かれるであろう。それにも増して重要な第二の点は、法人企業の規模別・種類別にみられる断層の深さと、同じく個人所得階層別にみた配当受領者層の断層の深さとである。第一表は、規模別・種類別にみた法人企業間の断層の深さを示している。それによると、資本

第一表　税制からみた法人企業の階層（昭和33年）

	資本金（利益会社）	会社数	比率（%）	所得金額（百万円）	比率
会社資本金階級別	1,000万円未満	304,690	97.4	242,457	28.3
	1,000万円以上	7,968	2.6	616,831	71.7
	計	312,658	100.0	859,294	100.0
会社所得階級別	所得				
	200万円以下	283,471	90.8	104,544	12.1
	200万円超	29,187	9.2	754,748	87.9
	計	312,658	100.0	859,294	100.0
同族・非同族別	同族	402.213	92.1	—	—
	非同族	34.654	7.9	—	—
	計	436.867	100.0	—	—

資料　税制調査会：当面の税制改正に関する答申，昭和35年。

第二表　配当所得の個人所得階層別分布（昭和35年）

所得階層＼区分	人員 納税者数（A）（千人）	内配当所得者（B）（千人）	百分比	(B/A) %	所得金額 合計（C）（百万円）	内配当所得（D）（百万円）	百分比	(D/C) %
100万円未満	10,753	160	66.6	1.5	3,953,016	6,015	13.9	0.15
100万円以上	485	80	33.4	16.5	803,924	37,131	86.1	4.6
合計	11,238	240	100.0	2.0	4,756,940	43,146	100.0	0.9

資料　税制調査会：当面の税制改正に関する答申，昭和35年。

金一千万円以下の会社の所得金額は総額の二八パーセント、年所得二百万円以下の会社（法人税の最高表面税率は適用されない）の所得金額についても一二パーセントであるが、会社数はそれぞれ総数の九七パーセントと圧倒的多数を占め、同族会社についても同じことがいえよう。つまり、資本金別にみても課税所得別にみても、中小法人の企業数は圧倒的多数であり、擬制説がこの事実に着目していることは明らかである。第一表の楯の半面として、大法人が占める所得金額比は圧倒的に高く、実在説がこの事実に注目していることも明らかである。けれども、二つの説が、第二表にみられるような配当所得の個人所得階層別分布を、どのように評価しているかは明らかではない。納税者総数に対し配当所得受領者数はわずか二パーセントにすぎず、また配当所得金額の八六パーセントは百万円以上の所得階層に帰属しているけれども、配当所得受領者数の$^{2}/_{3}$は、百万円未満の所得階層に属している。一般的に、租税統計からみれば、常識からもわかるように、配当所得のかなりの金額が高額所得階層に帰属していることは明らかである。

このような統計だけで、実在説と擬制説についてなんらかの判定を下すことはできないが、しかし、この統計を無視することもできない。とりわけ実在説については次のような疑問が残る。確かに高度に成長した大法人についてみれば、その実在、担税力は疑うべくもない。そこから法人に独立の人格を認め、その担税力に応じて課税されることになるのであろう。しかし、大法人の株主にも低所得者もおり、法人の段階で担税力に差異を認めることは必ずしも株主の段階で担税力に差異を認めることになるものではない。そこでもしも、実在説が個人所得分布の面で法人税と所得税の税負担調整について楽観的であるとすれば、それは次のような推論を予想しなければならない。

配当所得に対する法人税と所得税の二重課税は、もしも低額所得階層の人の所得総額が配当金を含めても免税点以下であるならば、配当金には法人税が課せられていないから、ここでは問題とならず、かえって低額所得優遇の実をあげるとする。また他方では、法人税は比例税率で課せられても、法人利潤と支払配当を大幅に減少させる効果があるから、大法人の独占力を減殺するとともに高額所得者には累進課税効果をおよぼし、したがって二重課税によって税負担の公平の実をあげることができるとする。

第一のばあい、つまり免税点以下の所得についての二重課税の回避は、見方を変えるならば、この低額所得者の所得のうち配当金には法人税が課せられているが、配当金以外の所得は免税である。かりに所得の使途・源泉について差別しないという意味での水平的平等の原則と、所得水準に対応して適度の累進課税をとるという意味での垂直的平等の原則を認めるならば、この種の二重課税の回避は好ましいとはいえない。第二のばあい、つまり高額所得者に対する二重課税の重課は、形式上は二重課税であるが、実際には税負担を軽減する余地が残されているような有力株主であって、会社の配当政策に圧力を加えることをにらみあわせたうえで、個人負担が少なくなるように、所得税のかけられない社内留保をふやし、配当を制限することができるからである。

そこで次のように結論してよいと思われる。(1)第一のばあいでみたように、二重課税問題とは、二重課税そのものの是非ではなくて、配当所得に対する二重課税の税額が、他種の所得に対する所得税額と比較して、バランスをえているかどうか、という主として異種所得間における水平的平等の問題である。(2)しかし、二重課税問題を広義にとらえるならば、第二のばあいにみたように、二重課税によりもたらされる所得階層間の税負担の配分が、果して望ましいか、望ましくないか、という主として所得階層間における垂直的平等の問題としてとらえることができる。どちらも税負担の公平という基準で判断するかぎりでは、公平にかんするなんらか明白な価値判断を導入することなくしては議論することはできない。(3)個人の段階で税負担の公平を図るとするならば、実在説は二重課税問題についてはなんらの発言権ももっているとは思えない。(2)

（1）大村巍「税制調査会の行なった税制に関する意見調査の集計結果について(下)」財政経済弘報、昭和三八年一〇月二八日。

(2) 井藤半弥「租税論」――社会主義租税と資本主義租税――昭和三二年、R. A. Musgrave, *The Theory of Public Finance*, 1959. 木下和夫監訳、マスグレーヴ「財政学」参照。

(2) 法人税転嫁と税負担の配分

税負担の公平という観点からするならば、絶対的法人税の存在を認める理由は少しもないことは、しばしば指摘されたとおりである。(1) そして、そのような結論に到達するまでは、われわれは多方面からの厳しい吟味を重ね、その道程を忠実にたどらねばならないことは申すまでもない。(2) けれどもここでは、法人税の存在理由を最終的に確かめるすべとして、法人税の転嫁がもし生起しうるとすれば、税負担の垂直的公平という見地から、法人税の存在理由をどの程度まで擁護できるかを検討してみよう。

前節で行なった法人税の性格の検討をつうじて、われわれは、二重課税問題の核心は、配当所得が二重に課税されていることではなく、税負担が果して水平的にも垂直的にも平等に配分されているか否か、にあることを知った。とくに擬制説の観点からは、法人税と所得税の負担合計が、他種の個人所得に対する所得税の負担と比較してバランスしているか否か、という水平的平等が問題となっていることも知った。また実在説の観点からは、水平的平等についても、なんら厳密な考慮も払われてないことも知った。しかし、二重課税問題をめぐって、種々の学説なり解決策がこれまで提示されてきたが、いずれも水平的平等に加えて垂直的平等についても、陽表的にせよ、隠伏的にせよ、どの程度まで考慮しているかについては、必ずしも明確ではなかった。法人税と垂直的な個人所得分配構造にいかなる効果をおよぼすか、という問題を避けることはできない。もしまた、この問題をとりあげるとなれば、法人税負担が、所得階層別全個人所得分布にわたって、どの程度まで転嫁し帰着しているか、について調べる必要が生れる。

そこで次の問題は、法人税負担の最終的帰着はどのようにしてきめられるか、ということに移る。法人税を負担するものは一体だれなのか。法人企業の株主か、消費者または各企業の賃金・俸給稼得者なのか。また法人税負担は、転嫁するとすれば、どのような割合で所得階層別個人所得に帰着するのか。

しかし、法人税転嫁と帰着にかんする研究は、いまだ過渡期にあって、理論的にも実証的にも一般に承認されるような確定的見解に到達しているものではない。(3) 古典的価格分析によるかぎりは、法人税の転嫁はありえない。したがって、近年にいたるまで、理論的には法人税は転嫁しないとする見解が支配的であった。けれども、法人税負担がしだいに増大するとともに、現実には、法人税負担の一部またはすべては転嫁しているのではないか、という見解が実業界ならびに学界に滲透してくるようになった。そして現状では、短期的にも長期的にも、法人税の転嫁はありえないとする説、一部は転嫁するとする説、すべて転嫁するとする説――この三者の鼎立のままに残されている。それゆえ、法人税負担が、個人所得階層別にどのように配分されているか、というわれわれの分析目的にとっても、依拠するにたるような満足すべき見解はいまだ現われていないといってよい。

しかし、ここでのわれわれの分析目的は、法人税負担の垂直的平等という見地からすれば、転嫁の有無により、わが国の法人税の性格についての見解をどのように修正すべきか、について検討することにある。第一にもしも法人税が転嫁せず、株主の負担として帰着するとすれば、所得階層別法人税負担率はどうなるのか。第二に、マスグレーヴがアメリカにおける所得階層別税負担率を算定したとき仮定したように、(4) もしも法人税負担の⅓が消費者に前転し、⅓が労働者に後転され、残余のほぼ½が株主に帰着すると仮定すればどうなるか。第三に、木村元一教授がわが国について、同じく所得階層別税負担率を実証的に検討するときに採用された法人税転嫁についての作業仮設のように、(5) 法人税負担の六〇パーセントが企業の販売価格に組みいれられて消費者に前転すると仮定すればどうなるのか。そして第四には、

第三表：法人税転嫁にかんする仮定を代えたばあいの所得階層別家計の法人税負担分布（試算）（昭和35年度）

家計の所得階層別区分	税負担配分基準		所得階層別法人税負担の分布			
	消費支出の階層別分布	配当金の階層別分布	株主負担と仮定するばあい	1/3前転，2/3株主負担とするばあい	1/2前転，1/2株主負担とするばあい	消費者に完全前転すると仮定するばあい
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
20万円以下	17.0%	0.1%	0.1%	4.6%	6.4%	13.5%
20〃〃超	15.0	0.3	0.2	2.7	3.8	7.8
30〃〃〃	17.3	1.0	0.4	2.7	3.7	7.3
40〃〃〃	14.3	1.9	0.9	2.9	3.8	6.9
50〃〃〃	16.5	4.4	1.7	3.3	4.0	6.4
70〃〃〃	9.3	6.2	3.7	4.4	4.7	5.8
100〃〃〃	10.6	86.1	22.9	17.1	16.8	3.7
合計	100.0	100.0	6.8	6.8	6.8	6.8

1) 所得階層区分および家計単位については「家計調査年報，昭和35年」により規定した。すなわち全都市を調査対象とする家計について，貨幣所得のみをとりあげている。
2) 税負担率の算定に当って，分母にくるべき「所得」は，貨幣所得，法人留保利潤，法人税の転嫁しない部分のほかに加えて，資本利得，実物所得も含むはずであるが，後者は除かれている。
3) 資料：税制調査会「当面の税制改正に関する答申」昭和35年12月，大蔵省「税制主要参考資料集」，「法人企業統計年報」，経済企画庁「国民所得白書，昭和35年」

法人税負担は納税義務者である法人企業も負担せず、株主の負担ともならず、また労働者の負担ともならず、すべて企業の販売価格の引き上げを通じて消費者に前転すると仮定すればどうなるのか。このように、法人税転嫁にかんする仮定を入れ代えたばあいには、所得階層別法人税負担率は、各所得階層、消費支出階層、配当金受取階層のそれぞれの格差に応じて、かなりの格差を示すということは、容易に想像のつくはずのものである。

第三表は、法人税負担の配分について、次の四つの仮定にもとづき所得階層別法人税負担率を計算したものである。それは転嫁が生じたばあいの法人税負担率について、なんらかの洞察を与えるためであって、それ以上でもなく、それ以下でもない。(1)法人税はすべて株主に帰着する。(2)法人税の1/3は消費者に前転し、2/3は株主に帰着する。(3)法人税の1/2は消費者に前転し、1/2は株主に帰着する。(4)法人税はすべて消費者に帰着する。これらの仮定にもとづいて消費者に帰着すると考えられる法人税割合は、所得階層別の総消費支出の階層別分布により、各所得階層に割りあてられている（(1)欄）。株主に帰着すると考えられる法人税割合は、所得階層別の総配当所得の階層別分布により、各所得階層に割りあてられている(2)欄）。そのうえで、(3)欄から(6)欄にわたって、所得階層別の法人税負担率をうるために、所得階層別法人税負担額と所得階層別総家計所得額との比率をとった。四つの仮定のうち、仮定(2)はさきのマスグレーヴの仮定に対応するものであるが、仮定(2)では後転を考慮していない点で、必ずしも同一の仮定ではない。仮定(3)も木村教授の仮定に対応するものであるが、教授の指摘されるように、好況期には販売価格の引き上げにより消費者に帰着する度合がつよく、不況期には株主に帰着する度合がつよい。そのため、六〇ないし四〇パーセントの比率を動かして計算するという示唆にしたがい、比較の便宜上からも、五〇パーセントの比率をとった。

法人税は直接税であって、転嫁はまったくありえないという一般の仮定によると(3)欄）、法人税負担は、昭和三五年では、年所得百万円超の所得階層では二二・九パーセントであるが、二〇万円以下の所得階層では〇・一パーセントにすぎない。しかし、(4)・(5)欄のように、消費者に転嫁される度合が高まるとともに、両所得階層の法人税負担率は、一方は減少し他方は増大する。そして、法人税負担がすべて消費者に帰着すると仮定すれば(6)欄）、両所得階層の負担率はまったく逆転し、百万円超の所得階層では六・八パーセントになるが、二〇万円以下の所得階層では一三・五パーセントになる。また転嫁の度合があまり大でないとすれば(4)、(5)欄）、最高と最低の所得階層の中間にある所得階層においては、法人税の負担はほぼ比例的である。

このように、法人税転嫁にかんする仮定が代えられると、所得階層別の法人税負担率は著しく異なる。要約すれば、(1)法人税負担が株主に帰着すると仮定すれば、最高所得階層にとっては、法人税は累進課税となり、その下の所得階層で負担率は急減し、それ以下では漸減し、最低所得階層ではその負担率はほぼ無視しうる規模である。(2)消費者に帰着すると仮定すれば、法人税は逆進課税となり、とくに最低所得階層ではその負担率は著しい。(3)他の二つの仮定のもとでは、法人税は最

第四表　個人所得税および間接税の所得階層別負担（昭和34年）

所得金額(実収入)		円 10,000	円 20,000	円 30,000	円 40,000	円 50,000	円 60,000	円 70,000	円 80,000	円 90,000	円 100,000
負担割合		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	酒税	5.12	3.37	2.73	2.40	2.13	2.03	1.91	1.81	1.71	1.63
	たばこ専売納付金(たばこ消費税を含む)	5.72	2.77	1.93	1.50	1.25	1.07	0.95	0.85	0.78	0.27
	砂糖消費税	0.48	0.29	0.22	0.19	0.17	0.15	0.14	0.13	0.12	0.12
	物品税	0.34	0.59	0.67	0.79	0.84	0.87	0.88	0.88	0.53	0.85
	電気ガス税	0.82	0.55	0.45	0.40	0.36	0.34	0.32	0.30	0.28	0.27
	入場税	0.54	0.28	0.20	0.16	0.13	0.12	0.10	0.09	0.09	0.08
	間接税合計	12.57	7.83	6.20	5.44	4.89	4.58	4.29	4.05	3.82	3.67
	所得税	0.05	0.45	1.10	1.96	2.81	3.75	4.80	5.65	2.54	8.74
	住民税	0.15	0.43	0.70	1.01	1.23	1.37	1.51	1.62	1.70	1.77
	合計	12.77	8.71	8.00	8.41	8.93	9.70	10.60	11.32	12.06	14.18

税制調査会「税制調査会答申及びその審議の内容と経過の説明」昭和36年12月，p. 88.

1)　この表は昭和34年総理府統計局の家計調査にもとづき算定されている。

2)　調査対象期間は昭和34年1月から12月まで，調査対象世帯は，28都市の月平均約800の勤労世帯であり，また第二次負担および記帳洩れについても考慮され修正されている。

高所得階層を除いてほぼ比例的である。それゆえ、はじめに述べたように、法人税転嫁については理論的にも実証的にも一般に承認された見解はないが、最近、学界において支持を増してきた「一部転嫁説」をとるならば、法人税は大体において比例税率課税とみなすことができる。

この議論の線にそって生れる副産物としてつけ加えるべきことは、実在説的観点から法人税制に累進税率を採用することは、必ずしも税負担の垂直的平等を実現することにはならないということである。累進法人課税は、転嫁がなくとも大法人の中小株主の税負担を増加し、新たな垂直的不平等を生みだすばかりでなく、転嫁が生じて法人税負担が消費者に転嫁される度合が高まれば、低・中所得階層における法人税負担は増大するであろう。第四表では、年度は異なるが、間接税の所得階層別負担率が示されている。第三表の(6)欄と比較すれば、もし累進法人税が導入されるならば、それは現行の間接税よりもあるいはより逆進課税となるかもしれないことを、それは如実に物語っている。

(1)　木下和夫「法人税廃止論の論拠」租研財経委資料。R.A. Musgrave, Growth with Equity, A.E.R, May, 1963., pp. 323～333.

(2)　とくに垂直的平等について論ずるならば、法人税転嫁問題に進むまえに、グードが示したように、法人税・所得税のもとでの所得階層別税負担と両税を所得税に統合したばあいの階層別税負担を比較する必要がある。そして資本利得課税がその次にくるべきである。しかしこの議論はわが国でもすでに先鞭がつけられているので、ここではとりあげていない。R. Goode, *The Corporation Income Tax*, 1951, 井藤半弥「前掲書」、林栄夫「戦後日本の租税構造」昭和三三年、島恭彦「財政学概論」昭和三八年、参照。

(3)　B.U. Ratchford & P.B. Han, The Burden of the Corporate Income Tax, N. Tax. J., Dec. 1957., pp.310～324. 拙稿「法人税転嫁の諸問題」三田学会雑誌，昭和三七年1月参照。

(4)　R.A. Musgrave & others, Distribution of Tax Payments by Income Groups: *A Case Study for 1948*, Nat'l Tax J., March, 1951, p. 16.

(5)　木村元一「わが国における所得階層別租税負担率の統計的実証」租研財経委資料。

三　法人税と企業の効率――産業別――

(1)　産業別法人税負担とその「消費税」効果

法人税制についていま一つ議論の集中する側面は、法人企業の活動全般にもたらすその効果である。とくに企業の拡張にきびしい重圧を加え、新事業の創設の障害ともなり、また株式よりも借入金による資金調達を優遇するとかの理由から種々の批判がなされてきた。(1) わが国においてもたびたび法人税制の改正が意図され、貿易自由化に対処して企業基盤の充実強化を図るという見地から、企業の税負担軽減の方向が手さぐりされているのもそのような理由によるものである。(2) この見地にもとづく企業減税の方向はいくつかだされているが、大別すれば、一般税率の軽減によって全般的に平均して税負担の軽減を図る方向か、または租税特別措置その他を弾力的に運用し傾斜的かつ選択的な減税を図る方向が、この二つにしぼられると考えてよい。政策目標としての資本構成の是正も企業の体質改善も、果して無条件に望ましいかどうかにも議論はあるが、企業減税という政策手段がどの程度有効であるかについての吟味は欠くことができない。その有効性を問うための検討

第五表　法人税の歪曲コスト

	昭和33年 附加価値 (Y_i)	昭和33年 法人税 (T_i)	昭和33年 T_i/Y_i (τ_i)	昭和33年 歪曲コスト $\frac{Y(\tau-\tau_i)^2}{2}$	昭和36年 附加価値 (Y_i)	昭和36年 法人税 (T_i)	昭和36年 T_i/Y_i (τ_i)	昭和36年 歪曲コスト $\frac{Y(\tau-\tau_i)^2}{2}$
	(百万円)	(百万円)	(%)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(%)	(百万円)
農林業	10,349	234	2.3	11	7,624	458	6.0	4
漁業	68,961	1,708	2.5	69	77,262	3,438	4.5	85
鉱業	61,253	2,589	4.2	25	84,077	4,531	5.4	59
石炭鉱業	136,067	2,815	2.1	163	133,572	1,415	1.1	427
建設業	282,057	15,903	5.6	28	473,600	42,679	9.1	0
製造業	2,569,121	194,148	7.6	0	4,388,126	429,668	9.8	0
食料品	428,445	20,320	4.7	86	543,151	32,099	5.9	272
繊維	214,649	10,621	5.0	43	316,869	23,690	7.5	32
パルプ・紙	81,366	5,228	6.4	0	144,038	9,366	6.5	43
化学	254,038	18,053	7.1	0	454,040	46,110	10.2	45
窯業・土石製品	105,929	13,069	12.3	159	197,295	24,234	12.3	99
鉄鋼	213,578	16,592	7.8	0	455,962	40,543	8.9	0
非鉄金属	58,823	4,748	8.1	6	141,574	14,006	9.9	0
金属製品	132,304	10,108	7.6	0	186,597	20,574	11.0	37
機械器具	192,627	20,499	10.6	135	380,433	51,463	13.5	380
電気機械	222,879	24,734	11.1	201	497,791	67,085	13.5	498
輸送用機器	116,126	14,344	12.3	174	321,359	42,171	13.1	257
船舶	108,002	10,713	9.9	54	83,524	5,039	6.0	42
その他	440,355	25,119	5.7	44	665,574	53,288	8.0	67
卸売・小売	719,848	60,164	8.4	72	1,384,651	140,597	10.2	138
卸売	453,616	38,630	8.5	45	976,150	103,836	10.6	98
小売業	266,232	21,534	8.1	27	408,510	36,761	9.0	0
不動産業	20,762	3,114	15.0	69	75,832	10,987	14.5	106
運輸通信業	307,119	15,618	5.1	41	496,930	30,341	6.1	248
水運業	142,769	2,191	1.5	214	150,622	2,583	1.7	407
電気業	134,590	7,804	5.8	13	230,884	18,236	7.9	23
ガス業	22,623	2,196	9.9	11	38,959	6,045	15.5	82
サービス業	147,030	9,375	6.4	0	230,423	17,246	7.5	23
全産業	4,594,049	317,859	6.9	1,710	7,772,562	708,224	9.1	3,472

資料　大蔵省：法人企業統計年報，昭和33年，36年。

の方向はかなり多岐にわたることが予想されるが、とりわけ産業別・企業規模別の法人税負担の現状を知ることは不可欠であろう。

企業活動に与える法人税の効果を調べるときにも、転嫁と帰着の問題はやはり避けることはできない。そして通常みられる接近法は法人税はすくなくとも短期的には転嫁しないと仮定したうえで、産業ないしは企業にもたらす法人税の効果を確かめることに終始し[3]、転嫁したばあいの効果については殆んどなにも語られていなかった。法人税が転嫁するとすれば、それはあるべき産業構造になんらかの歪みをもたらしているであろう。出発点としてこのような問題意識のうえにたって法人税負担について調べることにしよう。

法人税がわが国のあるべき産業構造をどの程度まで歪めているか、という問題に答える第一歩として、第五表にみられるような「産業別法人税負担率」を計算してみた[4]。昭和三三年は不況期の年度と考え、昭和三六年は好況期とみなしている。この表のもとにある考え方はこうである。もし全産業における資本収益にたいし無差別に課せられる一般税が、産業構造に対し中立的であるとすれば、法人税制は法人株式資本の収益にのみ課税し、法人借入資本の収益や法人以外の資本収益には課税しないから中立的ではない。もちろん借入資本や非法人資本の収益には別個の課税が行なわれるが、資本市場においては資本の収益率は長期的には均等化する傾向があるから、危険負担等を考慮すれば、均衡においては、法人株式資本の税引収益率は他種の資本の税引収益率と等しくなるはずである。しかし現実には、資本市場その他の不完全性により、とりわけわれわれの課題に即していえば、各種資本に対する税負担の格差により、各産業における収益率に格差が生れるであろう。ここでは法人税は短期的に前転するという仮定（これは前章でみたとおりの信頼度しかもちあわせていない）をおいている。とすれば、ある産業で株式資本を多用するばあいには、その産業の生産物価格は、他の比較的に株式資本を用うることの少ない産業にくらべ、法人税負担の格差を反映して増減するであろう。株式資本集約的産業の生産物価格は、株式資本非集約的産業のそれにくらべ、相対的に引き上げられその生産物の消費は相対的に減少するかもしれない。またその逆も生じうる。だとすれば、法人税負担の格差によって、株式資本集約的産業の生産物消費とそうでない産業の生産物消費との間には、法人税負担の格差に応じて歪曲効果が生みだされることになる。法人税負担が相対的に小さい産業の生産物に対する消費は法人税により相対的に拡大され、逆に、法人税負担の大きいそれは法人税により縮小される。このような消費構造にもたらされ

た歪みは、法人税負担の産業別格差が是正されるならば解消するであろう。おおよそこのような考え方にもとづき、第五表では法人税の歪曲効果をあらわす指標を法人企業統計にもとめてみた。

第五表においてはまず、産業別法人附加価値（価格）と法人税納税引当金とをとり両者の比率を求めてみた。金融・保険業はここでは除かれている。昭和三三年についてみると、附加価値・法人税率は、水運業の一・五パーセントと石炭鉱業の二・一パーセントにはじまり、最高は不動産業の一五パーセントに達している。昭和三六年では、やはり石炭鉱業の一・一パーセントと水運業の一・七パーセントからはじまり、不動産業の一四・五パーセントとガス業の一五・五パーセントに到っている。これは産業別という横断面からみてその原因がなんであるかにせよ、かなりの歪曲がもたらされていることを想像させる。けれどもこれだけでは、両年度の比較をするためには不充分であって、なんらかの洞察をうることもむつかしい。

そこで法人税によりもたらされた歪曲効果を推定するために、産業別生産構造にもたらされたその効果の数量化を行なわなければならない。いまもしも、全産業の附加価値に同一率で課せられる一般税を想定すれば、その附加価値実効税率は全産業にとっての附加価値・法人税率にひとしくなるであろう。この一般税が課せられるかぎりは、もたらされる歪曲効果はほとんど無視できるものであり、ここでは便宜上、全産業にとっての附加価値税率とみなすことにしよう。そこで先の例でみると、昭和三六年では、平均比率は九・一パーセントであるから、これを中立的附加価値実効税率とみなすならば、石炭鉱業の附加価値実効税率は一・一パーセントであるから、石炭鉱業の生産物価格は八パーセント低すぎるのに対し、ガス業では附加価値実効税率は一五・五パーセントであるから、ガス業の生産物価格は六パーセントあまり高すぎると考えることができよう。

そこでいま、石炭とガスの需要にかんする価格弾性値を調べてみると[5]、ガスと石炭はともに一を若干上廻っているが、一の近傍にあるとみなすことができるから、両生産物の価格の変化はほぼ同一割合で、しかし逆方向に販売量の変化をもたらすであろう。そうであるとすれば、法人税は、中立的な一般税にくらべて石炭の生産量を六パーセントほど低めていることになる。このような各産業間の生産物価格の間に生じた相対価格の歪みを、いますこし明確に定式化するために、ガス業における歪曲コストの算式例をあげると次のようになる。かりにガス生産にともなう歪曲効果が生じていないとすれば、ガス消費者はガスの購入にあたって六パーセントほど安い価格で手に入れることができたはずである。それゆえガスの価格が、もしも法人税負担の減少によって引き下げられるとすると、歪曲効果もそれにともなってしだいに減退してゆくであろう。そしてガスの現実の価格が、一種のシャドー・プライスに等しくなったときに、ガスの生産と消費にまつわる歪曲効果は消滅し、ガス市場における消費者選好も完全に反映することになろう。そこで歪曲コストの算定にあたって、個人の消費者選好がかなり正常に分布していると仮定すれば、最小二乗法と同じ考え方によって、たとえばガス業における歪曲コストは、はじめの価格が六パーセントの高さで、はじめの数量が六パーセントの底辺をなす三角形で近似的に表示できよう。ガス業についてみて、歪曲コスト $=Y(q-q_1)^2/2$ の算式により、歪曲コストはほぼ八千万円と計算される。これが第五表における昭和三六年の歪曲コストの欄に入れられているものである。

石炭鉱業における歪曲コストも同様にして測定できる。石炭のばあいも、中立的一般税のもとにおける価格が経済における実質的コストをあらわすから、石炭が八パーセントだけ低すぎることは、それだけ石炭の価格が実質的コストを超過して、石炭鉱業の規模が社会的に過大であることを意味している。石炭鉱業における歪曲コストを先と同様の算式により計算すると、約四億三千万円となる。第五表の歪曲コストの欄はすべてこのようにして算定された。

計算の結果としての法人税の歪曲コストを、産業別税負担とその効果を示す指標として用うるには、いくつかの限定が必要である。第一に、歪曲コストの算定にあたって、需要の価格弾性値はすべて一であると仮定したが、これはあくまでも第

一次的接近として理解されねばならない。全産業を網羅して法人企業の生みだす個別商品についての価格弾性値が利用不可能である現状では、このような仮定もまたやむをえないし、われわれの目的がありうべき歪曲コストの概算値をもって満足するのであれば（また満足すべきものであるが）、この第一次接近もまた認めることができよう。第二に、この歪曲コストは法人税のみによってもたらされるものとすれば、他の租税がもたらすと考えられる歪曲効果についてはどのように扱うべきか、という疑問が生れる。たとえば、電気機器業に課せられる物品税はその製品価格を引き上げ、第五表にあらわれた以上に消費を抑圧するであろう。また、石炭鉱業に課せられる固定資産税は石炭等の生産を制約し、石炭鉱業の過大拡張をうながした法人税の歪曲効果を打ち消すように働くであろう。それゆえ、このような法人税と他種の租税との間の歪曲効果の助長ないし相殺的効果も考慮に含めるべきであるが、当面の課題に即してここでは法人税に集中することとしよう。第三に、産業分類の方法いかんによっては、集計量としての歪曲効果にバイアスが生れるかもしれない。たとえば輸送用機器業での生産が、「日産自動車」にみられるように、乗用車と貨物車に二分されているとする。そして乗用車についての歪曲効果が一〇パーセントで貨物車はゼロであるとする。輸送用機器業全体についての歪曲効果が五パーセントであって、歪曲コストが一億円と仮定すれば、輸送用機器業を乗用車産業と貨物車産業とに二分することによって、歪曲コストは二億円となるであろう。それゆえ輸送用機器業全体としてとらえたばあいの歪曲コストは、アグリゲートの過程でバイアスを生じ、過小評価となろう。

これらの弱点のほかに、この接近法はいくたの欠陥を内蔵していると思われる。しかし、そのような欠陥を考慮したうえで、第一次接近としてこの接近法を採用すれば、法人税のもたらす歪曲コスト総額は昭和三三年で一七億円となり、昭和三六年では三五億円となる。この歪曲コストに具体化された効果を、ハーバージャーにならって「法人税の消費税効果」と呼び、同じく彼が「法人税の使用資本効果」と呼ぶものとあわせて、産業別にみた法人税の効果を実証的にフォローする手がかりとすることにしよう。

（1）拙稿「租税政策と企業の活動」三田学会雑誌、昭和三八年参照。
（2）税制調査会「税制に関する意見調査票」昭和三八年八月。
（3）R. Goode, ibid., N. Kaldor, Expenditure Tax. Chapter 5. 参照。
（4）A. C. Harberger, The Corporation Income Tax: An Empirical Appraisal, in *Tax Revision Compendium*, 1959., Vol. 1, pp. 231~250. ditto, The Incidence of the Corporation Income Tax, J. P. E. June 1962. 参照。第四表の計算法はハーバージャーの第一論文の第一表と同じである。
（5）経済企画庁経済研究所「個別需要函数（弾性値）の計測——品目別消費階級別再集計資料その他による——（研究資料）昭和三四年。

四　むすびにかえて

はじめに記したように、この小論では法人税と個人所得分配との関係を中心とし、法人税と産業別・企業規模別にみたその効果についてはほとんど触れる余裕がなかった。また法人税負担が個人所得分配構造におよぼす効果にしても、法人擬制説にもとづいてわが国の法人税と所得税とが統合されたばあいに、税負担関係にどのような不均衡が生ずるかについても、触れらるべくして触れるところがなかった。もしも垂直的平等という基準が二重課税調整論において第一に問題とされるならば、両税を所得税に統合したばあいの個人所得階層別税負担のバランスこそはじめにとりあげらるべきであったろう。あるいはまたシャウプが二重課税調整にあたって最も重要視したと思われる資本利得の全額課税と資本損失の全額控除の果すべき役割をはじめに検討すべきであったかもしれない。つまりこれまで各方面でなされてきた法人税の性格規定にかんする議論を克明に整理したうえで、法人税転嫁と個人所得分配との関係を法人税の性格を再規定する形でだすべきであったろう。またそのような議論の筋道をたどることが、大方の同意をかちうる捷径であるとも考えられる。

けれどもここでそのような捷径をとらなかった主たる理由は、一つには法人税転嫁がその程度の差はあれもし生じているとすれば、法人税と個人所得分配との関係についての従来の接近法を根本的に改めなければならないことにあることは繰りかえすまでもないことである。しかしいま一つの理由もまた無視できない。それは二重課税調整と資本蓄積との関係にある。もしも法人擬制説のうえにたった法人税・所得税の完全統合案そしてまた資本利得の全額課税と資本損失の全額控除がわが国において現実化されるとすれば、税制がたんに所得分配に対してもつ効果だけでなく、資本蓄積におよぼすべき効果についても見きわめるだけの用意をもたなければならない。あるいは今日における二重課税調整問題のウェイトは、論者の指摘するように資本蓄積に移行していると考えるべきであるかもしれない。そうだとすれば、「法人税と資本蓄積」についても完全統合案も資本利得も再検討されなければならない。これが私が予期している次にくるべき課題である。

しかしこの小論では、法人税の効果を検討するにあたって家計と企業ないしは産業――所得分配と経済効率――という二分法をとった。税負担の公平については個人ないしは家計の次元でとらえ、税負担と最適効率とについて企業ないしは産業の次元でとらえようとした。この二分法の背後には、法人実在説も擬制説も、ともに哲学であっても現実の法人税制のなかで明確な論理を貫きうるものではないという考え方がひそんでいる。この考え方が正しいか否かは別として、法人税制の確立にあたってひとつの統一的視点だけをとりだしてこれを強制することは、明らかに理論がすでに教義になってしまったことを意味する。むしろ今後のわが国経済の発展過程において、法人企業がいかなる機能を営むかについて、実証にたええた傾向法則の集積の上に、法人税制の評価づけが与えられてしかるべきであろう。

（一九六八・一二・二五）

地金論者としてのマルサス

――リカアドオとの比較において――

中西充子

一

古典学派経済学の建設者として経済学の発展に貢献し、いちじるしい影響を経済学史上に残したリカアドオ(David Ricardo)の業績は、きわめて大きい。しかし現代の経済学に対する古典学派経済学の影響を考察するさいに、リカアドオとともに、マルサス(T.R. Malthus)を無視することはできない。とくにケインズ経済学の誕生以来、それまで支配的であったリカアドオの理論に対して、マルサスの理論が人々の注目をひき、リカアドオに代ってマルサスが、より多く脚光をあびるようになった。

ケインズ(J. M. Keynes)は、「雇用・利子および貨幣の一般理論」(The General Theory of Employment, Interest and Money, 1936)の日本版への序文の中で、日本においてマルサスの「経済学原理」(Principles of Political Economy)が翻刻されたことは、賞讃すべき企てであったとのべ、「私は、リカアドオよりはむしろマルサスの系統に属する書物が、少なくともある一部の人々からは同情をもって受け入れられるであろうと考えている」[1]と書いている。